

半 期 報 告 書

(第20期中) 自 令和6年4月1日
至 令和6年9月30日

東日本高速道路株式会社

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第20期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
4 【経営上の重要な契約等】	14
5 【研究開発活動】	14
第3 【設備の状況】	15
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	15
2 【道路資産】	16
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【役員の状況】	20
第5 【経理の状況】	21
1 【中間連結財務諸表等】	22
2 【中間財務諸表等】	54
第6 【提出会社の参考情報】	66
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	67
第1 【保証会社情報】	67
第2 【保証会社以外の会社の情報】	67
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	67
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	72
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	73
第3 【指数等の情報】	76

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年12月27日

【中間会計期間】 第20期中(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 由 木 文 彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務・経理本部経理財務部長 佐 藤 雄 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務・経理本部経理財務部長 佐 藤 雄 彦

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自 令和4年 4月1日 至 令和4年 9月30日	自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日	自 令和4年 4月1日 至 令和5年 3月31日	自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日
営業収益 (百万円)	459,830	503,002	526,738	1,108,624	1,111,528
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	27,852	33,002	35,575	△1,738	9,058
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	24,475	27,242	27,956	7,384	8,742
中間包括利益 (百万円)	25,679	28,288	28,008	4,670	16,614
純資産額 (百万円)	261,144	268,423	284,758	240,135	256,749
総資産額 (百万円)	1,748,139	2,058,759	2,216,165	1,745,022	1,962,169
1株当たり純資産額 (円)	2,487.09	2,556.41	2,711.98	2,287.00	2,445.23
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	233.10	259.45	266.25	70.33	83.26
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.9	13.0	12.8	13.7	13.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△129,974	△257,690	△246,435	△56,487	△204,584
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△30,438	△20,507	△24,881	△36,494	△46,499
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	247,205	390,512	357,759	132,440	207,442
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	269,421	334,379	264,860	222,049	178,429
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	15,610 〔1,522〕	15,826 〔1,582〕	15,865 〔1,662〕	15,482 〔1,829〕	15,737 〔1,937〕

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自 令和4年 4月1日 至 令和4年 9月30日	自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日	自 令和4年 4月1日 至 令和5年 3月31日	自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日
営業収益 (百万円)	448,281	489,918	513,087	1,086,184	1,086,549
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	30,876	35,136	39,236	△7,847	1,113
中間(当期)純利益 (百万円)	26,827	28,358	31,295	3,533	2,407
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	218,770	223,808	229,095	195,398	197,817
総資産額 (百万円)	1,692,345	1,999,956	2,151,936	1,698,174	1,906,970
1株当たり純資産額 (円)	2,083.52	2,131.51	2,181.86	1,860.93	1,883.97
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	255.50	270.08	298.05	33.65	22.93
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.9	11.1	10.6	11.5	10.3
従業員数 (人)	2,554	2,594	2,629	2,516	2,573

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

なお、道路休憩所事業において、令和6年6月26日に当社の連結子会社であるネクセリア東日本(株)が(株)ネクスコ東日本エアートラクトに、(株)ネクセリア・シティフードが(株)ネクスコ東日本シティフードに商号変更しました。

また、(株)ネクスコ東日本リテイルと(株)ネクスコ東日本エアースポーツは、令和6年6月27日に株式交換により、(株)ネクスコ東日本ロジテムは、同社の株式が令和6年7月2日に現物配当されることにより、(株)ネクスコ東日本エアートラクトの完全子会社となりました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、前記「2 事業の内容」に記載のとおり当社の連結子会社であるネクセリア東日本(株)が(株)ネクスコ東日本エアートラクトに、(株)ネクセリア・シティフードが(株)ネクスコ東日本シティフードに商号を変更し、(株)ネクスコ東日本リテイルと(株)ネクスコ東日本エアースポーツが(株)ネクスコ東日本エアートラクトの完全子会社となったことで、連結子会社の状況は以下のとおり変更されています。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注)1	議決権の 所有割合 (%) (注)2	関係内容
(株)ネクスコ東日本 エアートラクト	東京都 港区	1,500	道路休憩所事業	100.0	サービスエリア・パーキングエリア (以下それぞれ「SA」・「PA」とい います。)内商業施設等の一部を賃貸し ております。 資金援助 なし 役員の兼任等 あり
(株)ネクスコ東日本 リテイル	東京都 港区	90	道路休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本 エアースポーツ	東京都 港区	90	道路休憩所事業 その他 (駐車場事業等)	100.0 (100.0)	駐車場事業等管理業務等を委託してお ります。また、建物等の一部を賃貸し ております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本 シティフード	東京都 港区	60	道路休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(令和6年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	14,500
受託事業	[802]
道路休憩所事業	952
その他	[860]
全社(共通)	413
計	15,865 [1,662]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(令和6年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	2,170
受託事業	
道路休憩所事業	46
その他	
全社(共通)	413
計	2,629

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)です。なお、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等並びに当社グループの事業上及び財務上の優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等若しくは新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題もありません。

2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における日本の経済は、4月から6月期までの実質GDP成長率(2次速報値)が前期比+0.7%(年率換算+2.9%)とプラス成長となっており、特にGDPの過半を占める個人消費は+1.0%と5四半期ぶりのプラスに転じるなど、今後も賃上げをはじめとする所得の増加や堅調な設備投資を背景として、緩やかな回復が続くことが期待されます。

当社グループにおいても、高速道路事業においては料金収入及び交通量が、道路休憩所事業においてはSA・PAの売上高が、それぞれ前年度を上回り推移しています。

当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供することを使命としております。令和3年度に策定し、前連結会計年度末に見直した「NEXCO東日本グループ中期経営計画(令和3年度～令和7年度)」(以下「中期経営計画」といいます。)において、令和7年度までの5年間で「SDGsの達成に貢献し、新たな未来社会に向けて変革していく期間」と位置づけ、6つの基本方針(「安全・安心で自動運転等のイノベーションにも対応した快適な高速道路の実現」「老朽化や災害に対する高速道路インフラの信頼性の飛躍的向上」「高速道路の整備・強化と4車線化の推進によるネットワーク機能の充実」「多様なお客さまのニーズを踏まえた使いやすさの追求」「持続可能な社会の実現に貢献できるグループ全体の経営力の強化」「社会の変化に対応できる人材力の強化と誰もが生き生きと働ける基盤の確立」)のもと、着実に事業を実施してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、料金収入及び道路資産完成高の増加により、営業収益が526,738百万円(前年同期比4.7%増)、営業利益が33,863百万円(同7.8%増)、経常利益が35,575百万円(同7.7%増)となり、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は27,956百万円(同2.6%増)となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行っています。また、高速道路ネットワークの早期整備に向け、高速道路の新設及び改築に取り組んでおります。

近年頻発している自然災害に的確に対応し、「命の道」として災害救助や被災地域の復旧・復興支援のために交通路を確保することは、当社グループの大きな使命です。

令和2年12月に関越自動車道で発生した集中的な降雪による大規模な車両滞留事象を踏まえ、「人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として、地域ごとのタイムライン(段階的な行動計画)作成、応援を含めた体制の構築、関係機関と連携した躊躇のない通行止め実施、通行止め予測の公表を含めた出控え等の行動変容を促す呼びかけの繰り返しといった取組みを継続してまいりました。今後もこれらの取組みを着実に実施していくとともに、新たな広報媒体の活用や、大雪が予想される地域と時期について3日前から事前広報を行う等、よりお客さまの行動変容につながる呼びかけ方法の検討等によって、更なる対策強化を講じてまいります。

高速道路の老朽化対策は、安全・安心を次の世代へ引き継ぐためのものです。平成27年度から、大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)に着手しています。

点検技術の高度化等により新たな劣化事象や劣化進行が確認され、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進が必要となりました。この更新事業に必要な財源を確保するため、高速道路の料金徴収期間を延長できること等を内容とする道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律(令和5年法律第43号)が、令和5年5月31日に成立しました。これを受けて対策箇所の具体化を進め、「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」及び国土幹線道路部会で審議の上、令和6年1月に「高速道路の更新計画」を策定しました。同計画を反映した高速道路事業の変更については、令和6年3月27日付けで国土交通大臣から許可を受けています。更新事業の推進に向けて今後も必要な各種調査・設計を行うとともに、新技術の活用や、渋滞等の社会的影響の最小化を図りながら工事を進めてまいります。

このほか、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両の排除にも取り組んでいます。車両重量自動計測装置の整備推進等、取締りを強化する方策を講じるとともに、当該違反車両に対する大口・多頻度割引停止措置を講じています。

令和5年8月に、橋梁の耐震補強の進捗に関して会計検査院の意見があったことを受けて、国土交通大臣から実施計画策定の指示を受けました。橋脚補強の効率的な整備方法について検討を進め、有識者委員会に諮った上で「高速道路の耐震補強実施計画」を策定し、令和6年1月に国土交通省に報告しました。同計画では、大規模地震発生確率が26%以上の地域における対策について、令和12年度末までの完了を目指すこととしています。

更に、高速道路の長期的な「安全・安心」の確保に向けた重点プロジェクトである「SMHプロジェクト」では、ICTやロボティクス、AI等最新技術を活用し、当社グループ全体のインフラ管理力の効率化・高度化を図っています。技術開発の段階から全社的な運用の段階へ移行しており、各種SMH開発ツールの定着及び深化を進めるとともに、ロボティクス技術による点検業務の高度化と適用領域拡大を進めております。

円滑な交通の確保に向けては、東京湾アクアラインにおいて、千葉県(座長)、国、当社等によって構成される「東京湾アクアライン交通円滑化対策検討会」の議論を踏まえ、交通需要の偏在等による混雑の緩和を図るため、令和5年7月22日から、土日・祝日の上り線(木更津→川崎方面)で特定の時間帯の料金を変動させるETC時間帯別料金の社会実験を開始しました。本実験の分析結果によれば、混雑の緩和等に一定の効果が認められ、実験継続に向けて調整を行うべきとの方針が同検討会において示されました。これを踏まえ、令和6年度末まで社会実験を継続することとしています。

東京湾アクアライン以外においても、交通容量の増加による混雑緩和、交通の定時性・安全性の向上を目指します。付加車線設置等によるハード対策や、ペースメーカーライト等によるソフト対策を行うとともに、主要渋滞箇所における渋滞原因の把握を進め、引き続き更なる渋滞軽減に努めてまいります。

令和6年4月からのトラックドライバーに対する時間外労働規制の適用に伴い、高速道路においても、トラックドライバーの休息場所の確保が更に重要な課題となります。既存の駐車エリアの配置見直しや駐車スペースの拡充、短時間限定駐車マスによる確実な駐車機会の確保、満空情報板による混雑情報等の提供及びダブル連結トラック駐車マス整備等により、休憩施設の混雑対策を推進しています。

交通事故削減に向けては、高速道路での逆走事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策を進めたほか、安全啓発活動等のソフト対策を継続的に実施しています。加えて、企業等から公募した逆走検知や抑制に係る技術を活用しながら、更なる安全対策を図ってまいります。対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止対策では、土工部、中小橋部のワイヤロープ設置が完了しました。トンネル、長大橋は、構造上ワイヤロープが設置できないため、公募により選定されたセンターパイプ、センターブロックの試行設置を着実に実施し、対策としての有効性、適用性の検証を進めております。

高速道路の料金サービスにおいては、高速道路の利便性向上に資するETC時間帯割引及びETCマイレージサービスの継続に加え、地域の観光振興を目的としたETC周遊割引「ドラ割」について、通年販売を継続実施しました。

観光需要の平日への分散の観点から、平日のみの「ドラ割」の利用に対してETCマイレージポイントを追加付与(販売価格の15%分)するキャンペーンを継続実施しました。一方、渋滞の激化を避ける観点から、ゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィーク及び年末年始に休日割引を適用しないこととしています。このほか、福島第一原子力発電所事故による警戒区域等からの避難者を対象とした無料措置(注1)及び同事故による母子避難者等を対象とした無料措置(注2)を継続しております。

料金管理業務の高度化・効率化を図るため、ETC及び料金精算機の導入に継続して取り組んでいます。令和6年9

月19日に首都圏中央連絡自動車道下総インターチェンジ(以下「IC」といいます。)をETC専用料金所として運用開始しました。ETCの更なる普及促進策としては、同年8月9日からETC車載器購入助成キャンペーンを実施しています。

当社が目指す高度なモビリティサービスを掲げた「自動運転社会の実現を加速させる次世代高速道路の目指す姿(構想)」の実現に向け、東北自動車道鹿沼IC～宇都宮IC間において、令和8年度から情報収集・提供に関する実証実験の開始を目指し、情報を収集する多機能ポールの整備とアプリによる情報提供の拡充に向けた開発を進めております。

また、令和6年7月に開催された「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」等において、自動運転サービス支援道に係る取組を令和7年度以降に東北自動車道佐野SA～大谷PA間を対象に開始するとされました。これを踏まえ、国等の関係機関と連携し、具体化に向けた検討を進めてまいります。

道路建設事業においては、新設では計5道路の85kmの区間で、4車線化拡幅等では計11道路247kmの区間で、着実に事業を進めております。スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」といいます。)事業においては、令和6年9月6日に、スマートIC2箇所の整備について国土交通大臣から許可を受け、計23箇所です業を実施しております。

東京外かく環状道路(関越～東名)では、国のシールドトンネル施工技術検討会がまとめた「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」を踏まえた再発防止対策が機能していることを確認しつつ、大泉ジャンクション(以下「JCT」といいます。)本線トンネル(南行)工事、中央JCT Bランプシールドトンネル工事(中央自動車道及び東八道路IC(仮称)から東京外環自動車道南行きへのオンランプ工事)及び東名JCT Hランプシールドトンネル工事(東京外環自動車道南行きから東名高速道路へのオフランプ工事)でシールドマシンの掘進を行っております。引き続き、施工状況や周辺環境をモニタリングしながら細心の注意を払って進めてまいります。地表面陥没・空洞事故については、地盤の補修を行うため、対象範囲にお住いの皆さまへ仮移転又は事業者による買取等のご相談をさせていただいております。令和5年8月からは仮移転等が完了した箇所の地盤補修を実施しております。引き続き、住民の皆さまのご意見を伺いながら、工事中の振動・騒音の軽減に努めるとともに、安全に細心の注意を払い、責任を持って実施してまいります。

当中間連結会計期間の高速道路事業における営業収益は490,932百万円(前年同期比4.0%増)、営業費用は459,851百万円(同3.7%増)となりました。以上の結果、営業利益は31,080百万円(同9.4%増)となりました。

- (注) 1. 福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行(令和5年11月1日以降は、被災時に一部の地域に住所を有していた方について、当該走行のうち事前に申請する区間の走行)に対して適用(対象車種は中型車以下)され、令和7年3月31日までの予定で継続されております。
2. 福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用(対象車種は中型車以下)され、令和7年3月31日までの予定で継続されております。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第5条第4項の規定に従い、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等を実施してまいりました。

当中間連結会計期間の受託事業における営業収益は16,400百万円(前年同期比29.0%増)、営業費用は16,440百万円(同33.7%増)となりました。以上の結果、営業損失は39百万円(前年同期は営業利益414百万円)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、お客さまのニーズや行動変化に対応したSA・PAのサービス機能の強化、拡充を推進するため、令和6年6月にサービスエリア事業部門のグループ内組織再編を行いました。

SA・PAの開発から運営を行う㈱ネクスコ東日本エアートラクト(旧：ネクセリア東日本㈱)に新たにグループ統括機能を付加し、同社の社名を変更するとともに、サービスエリア事業を担う㈱ネクスコ東日本リテイル、㈱ネクスコ東日本エアースポーツ、㈱ネクスコ東日本ロジテム及び㈱ネクスコ東日本シティブードを同社の子会社として再編しました。これによりお客さまのニーズ等情報の集約、グループ会社間の連携強化、意思決定の迅速化など収益力の強化を図ってまいります。

また、令和6年4月23日には東北自動車道上河内SA(上り線)をリニューアルオープンしました。地元栃木県の食材を使用した料理をメインに、見た目にも美しいこだわりのメニューを提供するフードコートや、栃木県及び東北6県の名産品を多数取り揃えたショッピングコーナーを通じ、お客さまサービス・利便性の向上とともに地域の魅力発信にも取り組んでおります。加えて、同日に首都圏中央連絡自動車道坂東PA(内回り)をオープンしました。新たに休憩施設を設置することにより、お客さまが休憩しやすい環境整備を進めました。

その他、「ENJOY!よりみち」をテーマとした地域や季節ならではのプロモーション展開等、高速道路でのドライブをより楽しんでいただけるよう、各種施策を展開しております。

当中間連結会計期間の道路休憩所事業における営業収益は18,882百万円(前年同期比4.3%増)、営業費用は16,199百万円(同4.0%増)となりました。以上の結果、営業利益は2,682百万円(同6.4%増)となりました。

(その他)

その他の事業においては、新規事業開発、海外事業等を推進しております。

新規事業開発においては、オープンイノベーションを更に促進し、新たな技術やサービス、アイデア等を持つ会社とともに技術・ビジネスモデルを検証しながら、高速道路の新サービスの実現や地域の活性化、社会課題の解決に資する事業の創出を目的とした「ドラぶらイノベーションラボ」において、前事業年度までに採択したプログラムの実証実験を行いつつ、当事業年度においても引き続きアクセラレータープログラムの募集を行っております。

海外事業においては、国内の高速道路事業で蓄積された技術とノウハウを活用し、インドやバングラデシュ等において道路の運営・維持管理に関するコンサルティング事業を行っております。更に、平成30年より他社と共同でインドの有料道路運営事業へ参画しており、令和3年からは、インド現地法人(E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED)が、ひび割れ、わだち掘れ等を的確に把握できる路面性状測定車「E-NEXCO Eye」による路面調査業務を実施しております。

当中間連結会計期間のその他事業における営業収益は1,500百万円(前年同期比3.3%減)、営業費用は1,362百万円(同8.2%減)となりました。以上の結果、営業利益は138百万円(同105.7%増、なお前年同期は営業利益67百万円)となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、2,216,165百万円(前連結会計年度末比253,995百万円増)、負債は、1,931,407百万円(同225,987百万円増)、純資産は、284,758百万円(同28,008百万円増)となりました。自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.2ポイント減少し、12.8%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益35,565百万円に加え、減価償却費20,715百万円等の資金増加要因があった一方、首都圏中央連絡自動車道等の仕掛道路資産の増加等による棚卸資産の増加額170,753百万円、工事等未払の減等による仕入債務の減少額138,664百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは246,435百万円の資金支出(前年同期比11,255百万円減)となりました。

なお、上記棚卸資産の増加額のうち167,102百万円は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものです。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

料金収受機械、ETC装置等の設備投資による支出24,922百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フ

ローは24,881百万円の資金支出(前年同期比4,374百万円増)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

首都圏中央連絡自動車道等の機構への道路資産の帰属等による債務引受により、道路建設関係社債の償還による支出82,000百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。))第15条第1項による債務引受額に相当します。)等があった一方、道路建設事業費として道路建設関係社債の発行による収入351,438百万円、長期借入れによる収入90,537百万円等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは357,759百万円の資金収入(前年同期比32,752百万円減)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、264,860百万円(前年同期末比69,518百万円減)となりました。

(3)生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1) 財政状態及び経営成績の状況」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(以下「協定」といいます。))並びに特措法第3条第1項の規定による同日付けの事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえ、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

特措法第51条第2項ないし第4項の規定により道路資産が機構に帰属する場合、損益計算書においては当該資産及びそれに見合う債務に相当する額が、営業収益及び営業費用に同額計上されます。そのため、当会計年

度中の当該資産及びそれに見合う債務の多寡に応じて、営業収益及び営業費用の額が同額で変動いたします。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。なお、高速道路の更新事業に係る財政融資資金借入金債務の引渡しについては、特例として利息据置期限を弁済期日とみなして取り扱います。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務(財政融資資金借入金債務を除く)について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いが機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第16条)。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 重要な収益及び費用の計上基準

(高速道路事業)

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)(以下「高速道路事業等会計規則」といいます。)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(受託事業)

主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履

行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 財政状態及び経営成績の分析

① 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ253,995百万円増加し、2,216,165百万円となりました。仕掛道路資産が増加したことが主な要因です。

負債は、前連結会計年度末に比べ225,987百万円増加し、1,931,407百万円となりました。道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金が増加したことが主な要因です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ28,008百万円増加し、284,758百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.2ポイント減少し、12.8%となりました。

② 経営成績の分析

(ア) 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で526,738百万円(前年同期比4.7%増)となり、料金収入が432,909百万円(同2.7%増)、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、機構に所属した道路資産の額が57,461百万円(同15.0%増)となったこと等により、営業収益は490,932百万円(同4.0%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が増加したこと等により16,400百万円(同29.0%増)、道路休憩所事業については、交通量の増加による店舗売上高の増により18,882百万円(同4.3%増)、その他の事業については、1,500百万円(同3.3%減)となりました。

(イ) 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で492,874百万円(前年同期比4.5%増)となりました。その内訳は、高速道路事業が、機構に所属した道路資産の額の増加に伴い売上原価が増加したこと等により459,851百万円(同3.7%増)、受託事業が、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が増加したこと等により16,440百万円(同33.7%増)、道路休憩所事業が、休憩所事業を行う子会社の売上原価・販管費の増等により16,199百万円(同4.0%増)、その他の事業が、1,362百万円(同8.2%減)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で33,863百万円(同7.8%増)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益31,080百万円(同9.4%増)、受託事業が営業損失39百万円(前年同期は営業利益414百万円)、道路休憩所事業が営業利益2,682百万円(前年同期比6.4%増)、その他が営業利益138百万円(同105.7%増、なお前年同期は営業利益67百万円)です。

(ウ) 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益747百万円、土地物件貸付料320百万円等の計上により1,798百万円(前年同期比6.5%増)、営業外費用は控除対象外消費税33百万円等により85百万円(同12.0%減)となりました。

(エ) 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は35,575百万円(前年同期比7.7%増)となりました。

(オ) 特別損益

特別利益は固定資産売却益60百万円等の計上により72百万円(前年同期比46.9%減)となりました。

特別損失は固定資産除却損78百万円等の計上により82百万円(同22.0%減)となりました。

(カ) 親会社株主に帰属する中間純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は27,956百万円(前年同期比2.6%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性について

① 資本の財源

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況及び分析については、前記「1 経営成績等の状況の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達には、料金の收受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたします。

② 資金需要の主な内容

機構との協定に基づき、お客さまからいただく高速道路料金収入から、機構が保有する債務の返済に充てる道路資産賃借料の支払い及び高速道路の維持管理を行います。

また、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る投資を行います。

(上記のうち投資事業に係る資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。)

③ 資金調達について

前記②のとおり、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る投資については、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより賅っています。

資金の調達においては低利かつ安定的な調達を目指し、社債の発行及び金融機関等からの借入金による調達バランスの最適化を図っております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した協定について、スマートIC(常磐自動車道守谷SAスマートIC他1箇所)の事業追加等に伴い令和6年8月28日付けで一部を変更しており、令和6年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額がそれぞれ変更されております。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重点テーマは、「災害に強く、救援につながる高速道路」、「予防保全型メンテナンスの実現」、「交通事故ゼロへの挑戦」、「スマート工事管理」、「スマート道路管理」、「雪氷対策の高度化」、「多様なニーズに応える情報提供」、「工事規制をより短く、より少なく」、「203X 未来へつながる高速道路イノベーション」及び「カーボンニュートラルの実現」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、859百万円です。

また、当社、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所(持分法適用関連会社)に3社の調査・研究開発に関する業務を委託しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について次のとおり変更しております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 玉川料金所他	東京都 世田谷区他	高速道路 事業	料金所設備等 (ETC等)	167,113	37,438	自己資金	令和3年 4月	令和8年 3月
当社 京葉市川PA (上り線) 他5箇所	千葉県 市川市他	道路休憩所 事業	営業用建物	6,312	1,454	自己資金	令和2年 4月	令和9年 3月
(株)ネクスコ東日本 エンジニアリング 高崎トレーニング センター	群馬県 高崎市	高速道路 事業	研修施設	1,686	1,432	自己資金	令和6年 3月	令和7年 11月

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)等、総額224,810百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった仕掛道路資産は、総額57,461百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県猿島郡五霞町大字江川から 茨城県つくば市新井まで(新設)	令和6年4月	7,469
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	令和6年6月及び9月	35,234
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	令和6年6月	1,054
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	特定更新等工事	令和6年6月及び9月	13,703
合計		—	57,461

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設について、次のとおり変更しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	64,609	13 [63,312]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	537,853	13,900 [322,106]	昭和63年12月	令和16年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	90,490	2,090 [66,541]	平成6年9月	令和13年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	292,923	3,664 [31,298]	平成5年12月	令和16年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	20,278	66 [22,061]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	137,893	18,804 [110,921]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	1,197,075	344,276 [168,842]	昭和62年1月	令和13年3月
高速自動車国道常磐自動車道	502,232	19,848 [320,035]	平成5年12月	令和17年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,140,890	52,617 [882,265]	平成5年12月	令和15年3月
高速自動車国道北関東自動車道	250,437	1,883 [238,411]	平成10年1月	令和11年3月
高速自動車国道北陸自動車道	14,766	224 [9,784]	平成14年4月	令和8年3月
高速自動車国道中央自動車道長野線	2,604	91 [2,266]	平成18年9月	令和16年3月
一般国道13号(米沢南陽道路)	2,932	1 [243]	平成27年4月	令和9年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	25,360	6,344 [15,064]	平成7年3月	令和9年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	37,203	1,167 [6,095]	平成21年9月	令和18年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	23,722	5,653 [262]	平成12年7月	令和9年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,237	— [167]	平成14年9月	令和13年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,768	1,543 [—]	昭和63年1月	令和13年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	448,514	200,877 [51,287]	平成3年12月	令和14年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	810,617	265,738 [204,057]	昭和61年12月	令和14年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
一般国道 6 号(仙台東部道路)	15,868	869 [13,427]	平成24年 2 月	令和 7 年 3 月
一般国道 4 号(東埼玉道路)	18,899	174 [－]	令和10年 4 月	令和17年 3 月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度以降の5連結会計年度において、高速道路の修繕に係る工事については609,388百万円、特定更新工事については862,239百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で48,347百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和6年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株です。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和6年4月1日～ 令和6年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

(5) 【大株主の状況】

(令和6年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	105,000,000	100.00
計	—	105,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(令和6年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,050,000	—

② 【自己株式等】

(令和6年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の様動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第282条及び第306条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	63,541	114,981
高速道路事業営業未収入金	121,259	102,093
未収入金	13,959	2,869
有価証券	114,997	150,079
仕掛道路資産	1,110,385	1,277,488
その他の棚卸資産	6,122	9,774
その他	150,530	175,289
貸倒引当金	△6	△9
流動資産合計	1,580,790	1,832,565
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	66,028	60,586
土地	82,780	83,600
その他（純額）	130,398	133,916
有形固定資産合計	※1 279,207	※1 278,104
無形固定資産	39,481	41,803
投資その他の資産		
投資その他の資産	60,854	61,569
貸倒引当金	△48	△52
投資その他の資産合計	60,806	61,517
固定資産合計	379,494	381,424
繰延資産	1,883	2,174
資産合計	※2 1,962,169	※2 2,216,165

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	221,732	90,219
1年内返済予定の長期借入金	1,293	447
未払金	45,021	31,318
未払法人税等	2,818	9,024
引当金	7,572	8,320
その他	49,647	55,086
流動負債合計	328,085	194,416
固定負債		
道路建設関係社債	※2 1,035,000	※2 1,305,000
道路建設関係長期借入金	210,992	301,082
長期借入金	50,000	50,000
その他の引当金	117	82
退職給付に係る負債	64,636	64,967
負ののれん	1,161	1,002
その他	15,425	14,855
固定負債合計	1,377,333	1,736,990
負債合計	1,705,419	1,931,407
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	147,573	175,530
株主資本合計	258,867	286,823
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	363	291
繰延ヘッジ損益	0	—
為替換算調整勘定	△0	△23
退職給付に係る調整累計額	△2,481	△2,334
その他の包括利益累計額合計	△2,117	△2,065
純資産合計	256,749	284,758
負債純資産合計	1,962,169	2,216,165

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業収益	503,002	526,738
営業費用		
道路資産賃借料	286,485	290,762
高速道路等事業管理費及び売上原価	158,822	174,049
販売費及び一般管理費	※1 26,281	※1 28,063
営業費用合計	471,589	492,874
営業利益	31,412	33,863
営業外収益		
受取利息	77	183
土地物件貸付料	318	320
持分法による投資利益	686	747
負ののれん償却額	159	159
その他	445	387
営業外収益合計	1,687	1,798
営業外費用		
支払利息	11	4
損害賠償金	34	24
控除対象外消費税	35	33
その他	15	22
営業外費用合計	96	85
経常利益	33,002	35,575
特別利益		
固定資産売却益	※2 136	※2 60
その他	1	12
特別利益合計	137	72
特別損失		
固定資産除却損	※3 94	※3 78
その他	12	4
特別損失合計	106	82
税金等調整前中間純利益	33,033	35,565
法人税、住民税及び事業税	6,679	7,869
法人税等調整額	△887	△260
法人税等合計	5,791	7,608
中間純利益	27,242	27,956
親会社株主に帰属する中間純利益	27,242	27,956

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純利益	27,242	27,956
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	65	△19
繰延ヘッジ損益	0	△0
為替換算調整勘定	39	△23
退職給付に係る調整額	819	162
持分法適用会社に対する持分相当額	121	△68
その他の包括利益合計	1,045	51
中間包括利益	28,288	28,008
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	28,288	28,008
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	138,831	250,124	230	—	△45	△10,174	△9,989	240,135
当中間期変動額										
親会社株主に帰属 する中間純利益			27,242	27,242						27,242
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					185	0	39	820	1,045	1,045
当中間期変動額合計	—	—	27,242	27,242	185	0	39	820	1,045	28,288
当中間期末残高	52,500	58,793	166,073	277,367	416	0	△6	△9,354	△8,943	268,423

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	147,573	258,867	363	0	△0	△2,481	△2,117	256,749
当中間期変動額										
親会社株主に帰属 する中間純利益			27,956	27,956						27,956
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					△72	△0	△23	147	51	51
当中間期変動額合計	—	—	27,956	27,956	△72	△0	△23	147	51	28,008
当中間期末残高	52,500	58,793	175,530	286,823	291	—	△23	△2,334	△2,065	284,758

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	33,033	35,565
減価償却費	18,701	20,715
持分法による投資損益 (△は益)	△686	△747
賞与引当金の増減額 (△は減少)	539	747
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5	6
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	958	607
受取利息及び受取配当金	△90	△196
支払利息	1,418	2,314
固定資産売却損益 (△は益)	△129	△60
固定資産除却損	485	218
売上債権の増減額 (△は増加)	△54,152	20,937
棚卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △128,669	※2 △170,753
仕入債務の増減額 (△は減少)	△108,967	△138,664
未払又は未収消費税等の増減額	△5,154	7,502
仮払消費税等の増減額 (△は増加)	△5,910	△12,787
その他	△7,800	△9,602
小計	△256,429	△244,196
利息及び配当金の受取額	101	365
利息の支払額	△1,182	△1,738
法人税等の還付額	1,254	702
法人税等の支払額	△1,434	△1,567
営業活動によるキャッシュ・フロー	△257,690	△246,435
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△20,693	△24,922
固定資産の売却による収入	310	63
有価証券の取得による支出	△44,983	△55,000
有価証券の償還による収入	45,000	55,000
その他	△140	△23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,507	△24,881
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,262	1,802
短期借入金の返済による支出	※2 △37	※2 △1,802
長期借入れによる収入	100,690	90,537
長期借入金の返済による支出	※2 —	※2 △1,293
道路建設関係社債発行による収入	289,495	351,438
道路建設関係社債償還による支出	※2 —	※2 △82,000
その他	△898	△922
財務活動によるキャッシュ・フロー	390,512	357,759
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	△11
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	112,329	86,431
現金及び現金同等物の期首残高	222,049	178,429
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 334,379	※1 264,860

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

株ネクスコ・トール東北
株ネクスコ・トール関東
株ネクスコ・トール北関東
株ネクスコ・エンジニアリング北海道
株ネクスコ・エンジニアリング東北
株ネクスコ東日本エンジニアリング
株ネクスコ・エンジニアリング新潟
株ネクスコ・メンテナンス北海道
株ネクスコ・メンテナンス東北
株ネクスコ・メンテナンス関東
株ネクスコ・メンテナンス新潟
株ネクスコ・パトロール東北
株ネクスコ・パトロール関東
株ネクスコ・サポート北海道
株ネクスコ・サポート新潟
株ネクスコ東日本トラスティ
株関東エアークリーン
株ネクスコ東日本エアートラクト
株ネクスコ東日本リテイル
株ネクスコ東日本エリアサポート
株ネクスコ東日本ロジテム
株ネクスコ東日本シティフード
株ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)
株NEXCOシステムソリューションズ
株高速道路総合技術研究所
高速道路トールテクノロジー(株)
株NEXCO保険サービス
東北高速道路ターミナル(株)
日本高速道路インターナショナル(株)

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 5～17年

なお、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

①高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

②受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

③道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

一部の連結子会社は内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日)(以下「令和4年改正会計基準」といいます。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日)(以下「令和4年改正適用指針」といいます。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、令和4年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産売却損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「特別損失」の「固定資産売却損」に表示していた6百万円、「その他」に表示していた5百万円は、「その他」12百万円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	259,993百万円	273,088百万円

※2 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(令和6年3月31日)

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,035,000百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債680,000百万円(額面)の担保に供しております。

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,305,000百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債682,000百万円(額面)の担保に供しております。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	220,000百万円	170,000百万円
中日本高速道路(株)	－百万円	－百万円
西日本高速道路(株)	－百万円	－百万円
合計	220,000百万円	170,000百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金(財政融資資金借入金を除く)については、機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	910,000 百万円	857,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が82,000百万円(額面)減少しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要項目は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
利用促進費	5,941百万円	6,109百万円
退職給付費用	708百万円	523百万円
引当金繰入額	1,317百万円	1,452百万円
給与手当	5,052百万円	5,355百万円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
車両運搬具	35百万円	34百万円
機械及び装置	0百万円	25百万円
その他	100百万円	0百万円
合計	136百万円	60百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
建物	11百万円	65百万円
その他	75百万円	5百万円
撤去費用	7百万円	6百万円
合計	94百万円	78百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
現金及び預金勘定	139,504百万円	114,981百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△110百万円	△110百万円
取得日から3か月以内に満期の到来 するコマーシャル・ペーパー、合同 運用指定金銭信託	194,985百万円	149,989百万円
現金及び現金同等物	334,379百万円	264,860百万円

※2 前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出、長期借入金の返済による支出及び道路建設関係社債償還による支出は、弁済期日が到来する順に選定した借入金債務及び債券債務が特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属した棚卸資産の額49,954百万円に対応しないため、機構法第15条第1項に基づく債務の引き渡しを行っていないことから、計上しておりません。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出△1,802百万円、長期借入金の返済による支出△1,293百万円及び道路建設関係社債償還による支出△82,000百万円は、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受けの額△85,095百万円です。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、棚卸資産の増減額△170,753百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属した棚卸資産の額57,461百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
1年内	541,488百万円	533,140百万円
1年超	20,397,620百万円	20,135,223百万円
合計	20,939,108百万円	20,668,364百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
1年内	1,207百万円	1,247百万円
1年超	1,273百万円	937百万円
合計	2,480百万円	2,185百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結(連結)貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)を参照ください。)。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度(令和6年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	90	90	0
②その他有価証券	193	193	—
資産計	283	284	0
(1) 道路建設関係社債	1,035,000	1,003,320	△31,679
(2) 道路建設関係長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	212,286	212,059	△226
(3) 長期借入金	50,000	49,253	△746
負債計	1,297,286	1,264,633	△32,653

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	10,087	10,087	0
②その他有価証券	191	191	—
資産計	10,278	10,279	0
(1) 道路建設関係社債	1,305,000	1,010,311	△294,689
(2) 道路建設関係長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	301,529	301,495	△34
(3) 長期借入金	50,000	49,176	△823
負債計	1,656,529	1,360,983	△295,546

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結(連結)貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度(百万円)	当中間連結会計期間(百万円)
非上場株式	38,585	39,061

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結（連結）貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(令和6年3月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	90	—	—	90
外国債券	—	103	—	103
資産計	90	103	—	193

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	88	—	—	88
外国債券	—	103	—	103
資産計	88	103	—	191

(2) 時価で中間連結（連結）貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和6年3月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
国債	90	—	—	90
資産計	90	—	—	90
道路建設関係社債	—	1,003,320	—	1,003,320
道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	212,059	—	212,059
長期借入金	—	49,253	—	49,253
負債計	—	1,264,633	—	1,264,633

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
国債	10,087	—	—	10,087
資産計	10,087	—	—	10,087
道路建設関係社債	—	1,010,311	—	1,010,311
道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	301,495	—	301,495
長期借入金	—	49,176	—	49,176
負債計	—	1,360,983	—	1,360,983

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債及び外国債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で社債及び外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引計算する方法によっております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和6年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	90	90	0
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	90	90	0
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	114,997	114,997	△0
小計	114,997	114,997	△0
合計	115,087	115,087	0

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
国債・地方債等	90	90	0
社債	—	—	—
その他	9,997	9,997	0
小計	10,087	10,087	0
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	139,992	139,991	△0
小計	139,992	139,991	△0
合計	150,079	150,079	△0

2 その他有価証券

前連結会計年度(令和6年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	90	33	56
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	103	100	2
その他	—	—	—
小計	193	134	59
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	193	134	59

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	88	33	54
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	103	100	2
その他	—	—	—
小計	191	134	56
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	191	134	56

3 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(令和6年3月31日)

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定 取引	7	—	0
合計			7	—	0

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものです。

前連結会計年度(令和6年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	3,961百万円	△177百万円	3,784百万円	3,784百万円
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	90,608百万円	△285百万円	90,323百万円	84,097百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)です。

当中間連結会計期間(令和6年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	421,151	—	—	421,151	—	421,151
道路資産完成高	49,954	—	—	49,954	—	49,954
その他	491	12,708	17,457	30,658	1,238	31,896
顧客との契約から生じる収益	471,597	12,708	17,402	501,708	603	502,312
その他の収益(*)	—	—	55	55	634	690
外部顧客への営業収益	471,597	12,708	17,457	501,763	1,238	503,002

(*) 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	432,892	—	—	432,892	—	432,892
道路資産完成高	57,461	—	—	57,461	—	57,461
その他	538	16,400	18,231	35,171	1,212	36,383
顧客との契約から生じる収益	490,893	16,400	18,176	525,470	623	526,093
その他の収益(*)	—	—	55	55	589	644
外部顧客への営業収益	490,893	16,400	18,231	525,525	1,212	526,738

(*) 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでおります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	117,068	126,390
契約資産	22,095	32,546
契約負債	40,223	37,519

契約資産は、受託事業における工事契約について、当社が請求を行っていない工事の進捗に係る対価です。

契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金です。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、前連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計期間	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	126,390	104,609
契約資産	32,546	33,678
契約負債	37,519	44,156

契約資産は、受託事業における工事契約について、当社が請求を行っていない工事の進捗に係る対価です。

契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金です。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当中間連結会計期間において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度末において、受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は444,452百万円です。当社は、当該残存履行義務について、工事の完成または工事の進捗により履行義務を充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

当中間連結会計期間末において、受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は446,449百万円です。当社は、当該残存履行義務について、工事の完成または工事の進捗により履行義務を充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	471,597	12,708	17,457	501,763	1,238	503,002	—	503,002
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	41	—	638	680	313	994	△994	—
計	471,638	12,708	18,096	502,444	1,552	503,996	△994	503,002
セグメント利益	28,409	414	2,519	31,343	67	31,410	1	31,412
セグメント資産	1,494,083	55,118	114,722	1,663,923	9,330	1,673,253	385,506	2,058,759
その他の項目								
減価償却費	14,537	—	1,839	16,377	123	16,500	2,200	18,701
持分法適用会社への投資額	34,585	—	—	34,585	2,261	36,846	—	36,846
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	11,315	—	735	12,050	46	12,097	5,908	18,005

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去です。

(2)セグメント資産の調整額385,506百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産406,773百万円及びセグメント間消去△21,267百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額2,200百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,908百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注) 1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注) 2	中間連結財 務諸表計上 額 (百万円) (注) 3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	490,893	16,400	18,231	525,525	1,212	526,738	—	526,738
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	39	—	650	690	288	978	△978	—
計	490,932	16,400	18,882	526,215	1,500	527,716	△978	526,738
セグメント利益又は損失(△)	31,080	△39	2,682	33,723	138	33,861	1	33,863
セグメント資産	1,696,690	69,073	112,840	1,878,604	9,032	1,887,636	328,528	2,216,165
その他の項目								
減価償却費	15,123	—	1,991	17,114	145	17,260	3,455	20,715
持分法適用会社への投資額	36,183	—	—	36,183	2,218	38,402	—	38,402
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	15,328	—	959	16,288	131	16,420	5,797	22,217

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益又は損失の調整額1百万円は、セグメント間取引消去です。

(2)セグメント資産の調整額328,528百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産347,957百万円及びセグメント間消去△19,428百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額3,455百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,797百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	49,955	高速道路

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	57,462	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	998	—	321	1,320	—	—	1,320

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	739	—	263	1,002	—	—	1,002

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	2,445.23円	2,711.98円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	256,749	284,758
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	256,749	284,758
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

項目	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益	259.45円	266.25円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	27,242	27,956
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(百万円)	27,242	27,956
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,410	111,516
高速道路事業営業未収入金	121,263	102,097
未収入金	13,952	1,973
リース投資資産	240	219
有価証券	114,997	149,989
仕掛道路資産	1,115,589	1,282,938
原材料	361	297
貯蔵品	775	745
その他	※2 157,494	※2 180,079
貸倒引当金	△6	△9
流動資産合計	1,585,079	1,829,849
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	131,158	130,445
無形固定資産	17,525	17,343
高速道路事業固定資産合計	148,683	147,789
関連事業固定資産		
有形固定資産	103,033	102,206
無形固定資産	34	33
関連事業固定資産合計	103,068	102,240
各事業共用固定資産		
有形固定資産	18,724	18,428
無形固定資産	20,340	22,969
各事業共用固定資産合計	39,065	41,397
その他の固定資産		
有形固定資産	2	2
その他の固定資産合計	2	2
投資その他の資産		
投資その他の資産	29,236	28,536
貸倒引当金	△48	△52
投資その他の資産合計	29,187	28,483
固定資産合計	320,006	319,913
繰延資産	1,883	2,174
資産合計	※1 1,906,970	※1 2,151,936

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	257,504	108,209
1年以内返済予定長期借入金	1,293	447
リース債務	282	228
未払金	29,257	※3 20,516
未払法人税等	1,353	8,083
賞与引当金	3,040	3,174
その他	65,148	70,494
流動負債合計	357,879	211,154
固定負債		
道路建設関係社債	※1 1,035,000	※1 1,305,000
道路建設関係長期借入金	210,992	301,082
その他の長期借入金	50,000	50,000
リース債務	233	143
退職給付引当金	47,440	48,001
その他の引当金	32	29
資産除去債務	122	123
その他	7,452	7,305
固定負債合計	1,351,273	1,711,686
負債合計	1,709,153	1,922,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	17,705	17,705
別途積立金	41,354	41,203
繰越利益剰余金	27,392	58,839
利益剰余金合計	86,452	117,748
株主資本合計	197,746	229,042
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70	53
評価・換算差額等合計	70	53
純資産合計	197,817	229,095
負債・純資産合計	1,906,970	2,151,936

② 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	471,402	490,648
営業費用	440,972	457,500
高速道路事業営業利益	30,430	33,148
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	12,708	16,400
休憩所等事業収入	5,270	5,493
その他の事業収入	537	545
営業収益合計	18,516	22,439
営業費用		
受託業務費用	12,760	16,431
休憩所等事業費	4,209	4,492
その他の事業費用	526	564
営業費用合計	17,496	21,488
関連事業営業利益	1,019	951
全事業営業利益	31,449	34,099
営業外収益	※1 3,756	※1 5,201
営業外費用	※2 70	※2 63
経常利益	35,136	39,236
特別利益	※3 56	※3 26
特別損失	※4 34	※4 17
税引前中間純利益	35,158	39,246
法人税、住民税及び事業税	6,590	7,720
法人税等調整額	209	230
法人税等合計	6,799	7,950
中間純利益	28,358	31,295

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
安全対策・サービス高度化積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金						利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計					
	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	7,139	20,893	31,543	24,468	84,044	195,338	59	59	195,398	
当中間期変動額										
跨道橋耐震対策積立金の取崩	△4,044			4,044	—	—			—	
安全対策・サービス高度化積立金の取崩		△3,188		3,188	—	—			—	
別途積立金の積立	△3,094		9,810	△6,716	—	—			—	
中間純利益				28,358	28,358	28,358			28,358	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							52	52	52	
当中間期変動額合計	△7,139	△3,188	9,810	28,875	28,358	28,358	52	52	28,410	
当中間期末残高	—	17,705	41,354	53,343	112,403	223,696	111	111	223,808	

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当中間期変動額				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金					その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
	安全対策・ サービス高 度化積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	17,705	41,354	27,392	86,452	197,746	70	70	197,817
当中間期変動額								
別途積立金の取崩		△150	150	—	—			—
中間純利益			31,295	31,295	31,295			31,295
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						△17	△17	△17
当中間期変動額合計	—	△150	31,446	31,295	31,295	△17	△17	31,278
当中間期末残高	17,705	41,203	58,839	117,748	229,042	53	53	229,095

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

③その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

①仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

令和4年改正会計基準等を当中間会計期間の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前事業年度(令和6年3月31日)

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,035,000百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債680,000百万円(額面)の担保に供しております。

当中間会計期間(令和6年9月30日)

高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債1,305,000百万円(額面)及び機構法第15条の規定により機構に引き渡した社債682,000百万円(額面)の担保に供しております。

※2 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
貸出コミットメントの総額	25,720百万円	25,090百万円
貸出実行残高	9,083百万円	7,890百万円
差引額	16,636百万円	17,199百万円

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	220,000百万円	170,000百万円
中日本高速道路(株)	-百万円	-百万円
西日本高速道路(株)	-百万円	-百万円
合計	220,000百万円	170,000百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金(財政融資資金借入金を除く)については、機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	910,000百万円	857,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が82,000百万円(額面)減少しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
受取利息	14百万円	41百万円
受取配当金	3,217百万円	4,597百万円

※2 営業外費用の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
支払利息	0百万円	4百万円
損害賠償金	32百万円	21百万円
控除対象外消費税	35百万円	33百万円

※3 特別利益の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
固定資産売却益	56百万円	26百万円

※4 特別損失の主要項目は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
固定資産売却損	3百万円	-百万円
固定資産除却費	31百万円	17百万円

5 減価償却実施額は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
有形固定資産	12,966百万円	13,019百万円
無形固定資産	3,365百万円	5,116百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は以下のとおりです。

区分	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
子会社株式	3,324百万円	3,324百万円
関連会社株式	12,593百万円	12,593百万円
計	15,917百万円	15,917百万円

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から当半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|----------------------------|---------------------|--|
| (1) 有価証券報告書 | (事業年度 自 令和5年4月1日 | 令和6年6月27日 |
| 及びその添付書類 | (第19期) 至 令和6年3月31日) | 関東財務局長に提出 |
| (2) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | 令和6年4月10日
令和6年7月11日
令和6年9月11日
令和6年11月21日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書(普通社債) | | 令和6年8月20日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(以下、これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第57回、第60回、第63回、第66回、第68回、第71回、第72回、第74回、第79回、第83回、第86回、第89回、第93回、第95回、第102回、第105回、第109回及び第110回社債並びに第1回及び第2回私募債は、機構により併存的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、特措法第51条第2項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(半期報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第57回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成31年4月26日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第58回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成31年4月26日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第60回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	令和元年7月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第61回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和元年7月31日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第63回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	令和元年11月29日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第64回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和元年11月29日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第66回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注6)	令和2年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第67回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和2年1月31日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第68回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注6)	令和2年4月24日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第69回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年4月24日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第71回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注1)	令和2年7月17日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第72回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注6)	令和2年7月17日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第73回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年7月17日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第74回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注2)	令和2年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第75回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年11月30日	20,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第76回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年11月30日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第77回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年1月29日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第78回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年1月29日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第79回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注4)	令和3年4月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第80回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年4月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第81回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年4月23日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第83回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注4)	令和3年7月15日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第84回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年7月15日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第85回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年7月15日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第6回地域連携型社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付及び分割制限付少数人数私募)	令和3年11月8日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第86回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注6)	令和3年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第87回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第88回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年11月30日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第89回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注6)	令和4年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第90回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年1月31日	20,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第91回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第93回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注6)	令和4年4月28日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第94回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年4月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第95回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注6)	令和4年7月29日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第96回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年7月29日	15,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第97回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年7月29日	24,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第98回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年11月30日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第99回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年11月30日	16,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第100回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第101回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和5年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第102回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注7)	令和5年4月28日	90,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第103回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和5年4月28日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第104回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和5年4月28日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付及び分割制限付少数人私募) (注7)	令和5年6月30日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第105回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注8)	令和5年7月31日	20,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第106回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和5年7月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第107回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和5年7月31日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第108回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和5年7月31日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第109回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注8)	令和5年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第110回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注9)	令和6年4月25日	65,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第111回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年4月25日	100,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第112回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年4月25日	14,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付及び分割制限付少数人私募) (注9)	令和6年5月24日	17,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第113回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年7月25日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第114回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年7月25日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第115回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年7月25日	26,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第116回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年9月25日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第117回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年11月29日	33,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第118回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年11月29日	10,000	非上場・非登録

- (注) 1. 令和3年6月30日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
2. 令和3年9月30日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
3. 令和3年12月28日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
4. 令和4年3月31日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
5. 令和4年12月28日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
6. 令和5年3月31日付で、機構により併存的に債務引受けされております。
7. 令和5年12月28日付で、機構により併存的に債務引受けされております。

8. 令和6年3月29日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。
9. 令和6年9月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

当半期報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません(令和6年9月30日現在)。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
理事長・・・令和8年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで)
理 事・・・令和7年9月30日まで(2年)
監 事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)
- ⑤ 資本金及び資本構成

令和6年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,651,733百万円
政府出資金	4,120,241百万円
地方公共団体出資金	1,531,491百万円
II 資本剰余金	839,283百万円
資本剰余金	2,139百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	△13,789百万円
減価償却相当累計額(△)	△11,640百万円
減損損失相当累計額(△)	△2,061百万円
除売却差額相当累計額(△)	△87百万円
III 利益剰余金	8,892,809百万円
純資産合計	15,383,825百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条

第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されま

す。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (1) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (2) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (3) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (4) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (5) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (6) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (7) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場(高速道路に附属する道路の附属物であるものに限り。)の整備(高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うもの)に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (8) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (9) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (10) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (11) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
- (12) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (13) (12)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

(i) 機構法

(ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)

(iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)

(iv) 通則法

(v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)

(vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等

民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和6年12月16日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 友 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 宜 幸

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和6年12月16日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 友 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 宜 幸

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の令和6年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。